

2級 ポイント解説

第1問 1-1 解答 ④ (3級公式テキストP.79～P.89)

- ア：×……履行遅滞による解除の場合、催告した後でなければ解除することはできない。
- イ：○……買主は、売主に手付を交付したときは、売主が契約の履行に着手するまでは、その手付を放棄し、契約の解除をすることができる。
- ウ：×……特定物売買の目的物に隠れた瑕疵があった場合、買主は売主に対し、契約解除または損害賠償を請求できるが、瑕疵の修補請求はできない。
- エ：○……特定物の売買契約において、売主の帰責事由なくその目的物が滅失・毀損等した場合の危険は買主が負担する。
- オ：○……特定物売買の目的物に隠れた瑕疵があった場合、買主は売主に対し、契約解除または損害賠償の請求をすることができる。

第1問 1-2 解答 ⑤ (2級公式テキストP.215～P.221)

- ①：○……改正個人情報保護法では、いわゆる小規模事業者に対する適用除外が廃止された。
- ②：○……オプトアウトによる第三者提供を行う場合、一定の事項について個人情報保護委員会に届け出なければならない。
- ③：○……要配慮個人情報はオプトアウトの対象外であるため、これを第三者に提供するには、あらかじめ本人の同意を得なければならない。
- ④：○……本肢に記載の通りである。
- ⑤：×……個人情報データベース等提供罪は改正個人情報保護法によって新設された。

第1問 1-3 解答 ② (2級公式テキストP.334～P.337)

- ①：×……会社法上、合併することができる会社の種類は限定されていない。
- ②：○……会社法上、合併当事会社の債権者の合併についての異議により、合併を中止させることはできない。
- ③：×……合併当事会社が公開会社であっても、

反対株主は自己の有する株式を公正な価格で買い取ることを合併当事会社に請求することができる。

- ④：×……存続会社の資本金の額が消滅会社の資本金の額より多くなければならないわけではない。
- ⑤：×……本肢における合併について、総株主の同意を得る必要はない。

第1問 1-4 解答 ⑤ (2級公式テキストP.76～P.84)

- ア：×……仮差押えには優先弁済権はない。
- イ：×……自力救済は、原則として認められない。
- ウ：○……金銭債権を差し押さえた債権者は、債務者に対して差押命令が送達された日から一週間を経過したときは、その債権を取り立てることができる。
- エ：○……本肢に記載の通りである。
- オ：○……債権者による不動産差押登記がなされる前に、当該不動産に登記がされた抵当権等を有する債権者は、当該不動産から配当を受けることができる。

第2問 2-1 解答 ① (2級公式テキストP.360～P.381)

- ア：○……時機に後れて提出した攻撃または防御の方法は、裁判所に却下されることがある。
- イ：○……相手方の主張した事実を知らない旨の陳述をした者は、その事実を争ったものと推定される。
- ウ：○……本肢に記載の通りである。
- エ：×……当事者が口頭弁論において相手方の主張した事実を争うことを明らかにしない場合には、その事実を自白したものとみなされる。
- オ：×……当事者は、口頭弁論において、弁論準備手続の結果を陳述しなければならない。

第2問 2-2 解答 ② (2級公式テキストP.189～P.191, P.192～P.198)

- ア：○……割賦販売法上のクーリング・オフは、包括信用購入あっせんの場合には認められない。
- イ：○……本肢の場合、割賦販売法に基づきクーリング・オフをすることができる。
- ウ：×……本肢の場合、特定商取引法上の特定商取引に該当しないため、特定商取引法に基づきクーリング・オフをすることはできない。
- エ：○……特定商取引法上の連鎖販売取引については、特定商取引法に基づきクーリング・オフの対象となる。
- オ：×……特定商取引法上のクーリング・オフは、現金一括払いをした場合を除外していない。

第2問 2-3 解答 ④ (2級公式テキストP.298～P.319)

- ①：○……取締役会は、支店その他の重要な組織の設置、変更および廃止その他の重要な業務執行の決定を取締役に委任することができない。
- ②：○……取締役会の決議に参加した取締役であって議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定される。
- ③：○……代表取締役の権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。
- ④：×……本肢のような場合、監査役が、直ちに、自ら株主総会を招集し、当該不正の事実を報告しなければならない義務はない。
- ⑤：○……取締役会は、いわゆる内部統制システムの構築義務を負い、これを取締役に委任することができない。

第2問 2-4 解答 ③ (2級公式テキストP.85～P.93)

- ア：○……本誌に記載の通りである。
- イ：×……破産原因があり、かつ、申立棄却事由が認められない場合には、破産手続開始の決定が出される。
- ウ：○……裁判所は必要があると認めるときに既にされている強制執行の中止を命ずることができるのであり、当然に中止されるわけではない。
- エ：○……本肢の場合、相手方は、その価額について財団債権者としてその権利を行使することができる。
- オ：×……破産手続開始後の原因に基づいて生じた財産上の請求権は、破産債権とはならない。

第3問 3-1 解答 ③ (2級公式テキストP.143～P.149)

- ①：×……著作物について、文化庁長官への著作権の設定登録をしなくても、著作権の効力は発生する。
- ②：×……二次的著作物の著作権は、当該二次的著作物の著作者に帰属する。
- ③：○……本肢に記載の通りである。なお、各共有者は、正当な理由がない限り、合意の成立を妨げることができない。
- ④：×……著作権の譲渡について、登録は効力発生要件ではなく対抗要件である。
- ⑤：×……職務著作物の著作者は、その作成の際における契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人等である。

第3問 3-2 解答 ② (2級公式テキストP.27～P.29, P.224)

- ①：○……本肢に記載の通りである。
- ②：×……送信者は、迷惑メール防止法所定の者以外の者に対し、特定電子メールの送信をしてはならない。
- ③：○……本肢の場合、Y社はXに重大な過失があったことを理由に、売買契約は無効ではない旨を主張することができる。
- ④：○……本肢において、Xの元に承諾が到達したとはいえ、XとY社との間の商品の売買契約は成立しない。
- ⑤：○……制限行為能力者が行為能力者であることを信じさせるため詐術を用いたときは、その行為を取り消すことができない。

第3問 3-3 解答 ⑤ (2級公式テキストP.231～P.237)

- ①：○……金融に関連する商品であっても、預金は銀行法、保険は保険業法により規制されており、金融商品取引法の直接の規制対象に含まれない。
- ②：○……国債は、金融商品取引法上のディスクロージャー制度についての規定が適用されない有価証券の1つである。
- ③：○……インサイダー取引の主体は、上場会社等の役員だけでなく、当該上場会社等と契約を締結している者または締結の交渉をしている者

を含む。

- ④：○……本肢に記載の通りである。
- ⑤：×……虚偽記載のある有価証券報告書を提出した場合、その発行者は課徴金納付命令の対象となる。

第3問 3-4 解答 ① (2級公式テキストP.282～P.285)

- ア：○……本肢に記載の通りである。
- イ：○……本肢は、取得条項付株式に関する記述である。
- ウ：×……1単元の株式は、法務省令で定める数を超えることはできない。
- エ：○……本肢は、基準日制度に関する記述である。
- オ：×……株券は不発行が原則である。

第4問 4-1 解答 ③ (2級公式テキストP.53～P.58)

- ア：○……連帯保証契約契約は、書面またはこれに代わる電磁的記録によってなされる必要がある。
- イ：×……連帯保証人は、催告の抗弁権と検索の抗弁権を有しない。
- ウ：○……連帯保証人は、分別の利益を有しない。
- エ：○……主たる債務が債権譲渡され 対抗要件を備えた場合、保証債務の附従性により、保証債務も、主たる債務とともに移転する。
- オ：×……本肢の場合、C社は、事前求償権を行使し得る。

第4問 4-2 解答 ③ (2級公式テキストP.394～P.401)

- ①：×……民事訴訟法上、本肢のような規定はない。
- ②：×……本肢の合意は、一定の法律関係に基づく訴えに関し、かつ、書面でしなければ、その効力を生じない。
- ③：○……当事者が準拠法をあらかじめ定めていなかった場合、最密接関係地法による。
- ④：×……当事者の合意による準拠法の選択がない場合、不動産の所在地法が、当該法律行為に最密接関係地法であると推定されるにすぎない。
- ⑤：×……確定した執行判決のある外国裁判所の判決は債務名義となる。なお、民事訴訟法118条

各号の要件をすべて具備する場合に限りその効力を有する。

第4問 4-3 解答 ① (2級公式テキストP.71～P.72)

- ①：○……受働債権については、弁済期未到来でも債務者が即時弁済の権利を有する限り、直ちに相殺することができる。
- ②：×……債務が不法行為によって生じたときは、その債務者は、相殺をもって債権者に対抗することができない。
- ③：×……相殺は、一方的意思表示によってすることができ、合意を要しない。
- ④：×……同時履行の抗弁権の付着する債権を自働債権として相殺することはできない。
- ⑤：×……商品の引渡債権と貸金債権は、同種の目的を有する債務ではないため、相殺することができない。

第4問 4-4 解答 ⑤ (2級公式テキストP.152～P.166)

- ア：×……本肢は、各小売業者の自由な決定が拘束されていないので、不公正な取引方法に当たらない。
- イ：×……本肢は、誤発注により生じた商品进行处理するという正当な理由があるので、不公正な取引方法に当たらない。
- ウ：○……正当な理由がないのに、競争者と共同して、ある事業者に対し、供給を拒絶することは、不当供給拒絶として、不公正な取引方法に当たる。
- エ：○……本肢は、電動歯ブラシの本体と替えブラシをセットで購入することを強制していないので、抱き合わせ販売として不公正な取引方法に当たらない。
- オ：○……本肢は、取引上の優越的地位の不当利用として不公正な取引方法に当たる。

第5問 5-1 解答 ① (2級公式テキストP.2～P.6)

- ア：○……注文者と請負人との契約により、引渡しより前に支払うと定めることも可能である。
- イ：○……目的物の損傷につき、注文者に帰責事由がなく、かつ約定の期限までに完成させることができるときは、請負人は仕事完成義務を免

れない。

- ウ：○……仕事の目的物に重要な瑕疵があるときは、注文者は、請負人に対し、相当の期間を定めて、その瑕疵の修補を請求することができる。
- エ：×……建物その他の土地の工作物の請負では、目的物の完成後は、解除は認められない。
- オ：×……請負人が瑕疵担保責任を追わない旨の特約を無効とする民法の規定はない。

第5問 5-2 解答 ④ (2級公式テキストP.313～P.317)

- ア：×……指名委員会等設置会社では、取締役は、取締役会の構成員として重要事項の決定を行う。
- イ：○……指名委員会等設置会社は、指名委員会、監査委員会及び報酬委員会を設置する会社であり、これらのうち一部のみを設置する形態は認められない。
- ウ：×……従業員の報酬を決定する権限は、報酬委員会に帰属しない。
- エ：○……監査等委員会設置会社においては、監査等委員である取締役は、3人以上で、その過半数は、社外取締役でなければならない。
- オ：○……監査等委員である取締役は、監査等委員会設置会社の使用人等を兼ねることはできない。

第5問 5-3 解答 ① (2級公式テキストP.350～P.352)

- ア：×……労働組合の結成にあたり、使用者の承認を得る必要はない。
- イ：×……労働協約は3年を超える有効期間を定めることができず、3年を超える有効期間の定めた労働協約は、有効期間3年の労働協約とみなされる。
- ウ：×……労働協約に抵触する就業規則について、所轄労働基準監督署長は変更を命ずることができる。
- エ：×……黄犬契約は、労働組合法上、不当労働行為として禁止される。

第5問 5-4 解答 ① (2級公式テキストP.132～P.136)

- ①：×……実用新案技術評価の手続を経なくとも、実用新案登録がなされ得る。
- ②：○……実用新案権者は、一定の場合を除き、

自己の実用新案登録に基づいて特許出願をすることができる。

- ③：○……意匠権者は、業として登録意匠およびこれに類似する意匠の実施をする権利を専有する。
- ④：○……物品の機能を発揮するための操作に用いられる画像も意匠に含まれる。
- ⑤：○……意匠権者は、自己の意匠権を侵害する者または侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止または予防を請求することができる。

第6問 6-1 解答 ② (2級公式テキストP.179～P.184)

- ①：○……改正消費者契約法により、本肢記載の事項が追加された。
- ②：×……事業者は、消費者にとって過量であることの認識が必要である。
- ③：○……改正消費者契約法により、本肢記載の条項は、無効とされた。
- ④：○……特定適格消費者団体は、共通義務確認の訴えを提起することができる。
- ⑤：○……確定した届出債権については、届出消費者表の記載は、確定判決と同一の効力を有する。

第6問 6-2 解答 ② (2級公式テキストP.64～P.70)

- ア：○……債務者が、債権者の承諾を得て、その負担した給付に代えて他の給付をしたときは、その給付は、弁済と同一の効力を有する。
- イ：×……本肢のような契約は、準消費貸借契約として有効である。
- ウ：○……指名債権の譲受人は、譲渡人が債務者に通知をし、または債務者が承諾することにより、債務者に対抗することができる。
- エ：○……債務者が債権譲渡に対し異議をとどめない承諾をしたときは、譲渡人に対抗することができた事由があっても、これを譲受人に対抗できない。
- オ：×……本肢の代理受領の合意は、有効である。

第6問 6-3 解答 ④ (2級公式テキストP.274～P.282)

- ア：×……定款は、公証人の認証を受けなければその効力を生じない。

- イ：×……募集設立の方法による場合、YおよびZは、発起人となる必要はない。
- ウ：○……設立時取締役は、設立に関する会社の監督機関としての任務を負う。この任務を怠れば、会社および第三者に対し連帯して損害賠償責任を負う。
- エ：○……会社不成立の場合の発起人の責任は、発起人の任務懈怠を要件としていない。
- オ：×……商号は、原始定款の絶対的記載事項であり、原始定款に商号を記載しないまま、設立手続を進めることはできない。

第6問 6-4 解答 ④
(2級公式テキストP.382～P.391)

- ア：×……金銭債務に関しては、利息の約定をしなくても法定利息を請求することができる。
- イ：○……調停調書は債務名義となる。
- ウ：×……債務者が一定期間内に督促異議の申立てをしないときは、裁判所書記官は、債権者の申立てにより仮執行宣言を付さなければならない。
- エ：○……督促異議の申立てがあったときは、支払督促の申立ての時に訴えの提起があったものとみなされる。
- オ：○……一定の要件を充たしているときは、時効の中断に関しては、当該認証紛争解決手続における請求の時に、訴えの提起があったものとみなされる。

第7問 7-1 解答 ③
(2級公式テキストP.166～P.169)

- ①：○……受託者の資本金の額が委託者の資本金の額よりも小さいときであっても、当該受託者が下請事業者該当しないことがある。
- ②：○……親事業者は、下請事業者に対する書面交付が定められている。
- ③：×……下請代金の支払期日は、60日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない。
- ④：○……下請事業者の給付の内容の改善を図るため必要がある場合、親事業者が下請事業者に自己の指定する物を購入させても、下請法に違反しない。
- ⑤：○……下請事業者の給付の内容に下請事業者の責に帰すべき理由に基づく欠陥があった場合、給付受領後に引き取らせても、下請法に違反し

ない。

第7問 7-2 解答 ④
(2級公式テキストP.10～P.11)

- ア：×……AがB社の代理人としてC社との間で締結した売買契約の効果は、B社に帰属するので、B社は当該衣料品の代金をC社に支払う義務を負う。
- イ：○……本肢に記載の通りである。
- ウ：○……代理商は、取引の代理または媒介をしたときは、遅滞なく、会社に対して、その旨の通知を発しなければならない。
- エ：×……代理商は、会社の許可を受けなければ、会社の事業と同種の事業を行う他の会社の取締役等となることはできない。
- オ：○……本肢の場合、衣料品の販売業によりAが得た利益の額は、B社に生じた損害の額と推定される。

第7問 7-3 解答 ①
(2級公式テキストP.47～P.49)

- ア：○……根抵当権の担保すべき不特定の債権の範囲は、債務者との一定の種類の取引によって生ずるものに限定して、定めなければならない。
- イ：○……本肢に記載の通りである。
- ウ：×……根抵当権の極度額の変更は、利害関係を有する者の承諾を得なければ、することができない。
- エ：○……根抵当権者は、いつでも担保すべき元本の確定を請求することができ、担保すべき元本は、その請求の時に確定する。
- オ：×……払渡または供託を要するのは極度額である。

第7問 7-4 解答 ⑤
(2級公式テキストP.408～P.427)

- ア：○……LOI、MOU等の確認文書も、その内容に法的拘束力が認められることがある。
- イ：○……本肢に記載の通りである。
- ウ：○……インコタームズ自体に法的強制力はない。
- エ：○……不正競争防止法により、外国公務員等に対する不正の利益の供与等が禁止されており、違反した場合、罰則の適用がある。
- オ：○……債務者が法人である場合、破産手続開

始の申立ては、日本国内に営業所、事務所または財産を有するときにすることができる。

第8問 8-1 解答 ⑤ (2級公式テキストP.320～P.322)

- ①：○……会社法上、1事業年度の間にいくつものことができる剰余金の配当の回数を1回に限る規定はない。
- ②：○……本肢の場合、特別決議による必要がある。
- ③：○……剰余金の配当は、株主平等の原則に従い、株主の有する株式の数に応じてなされる。
- ④：○……本肢に記載の通りである。
- ⑤：×……剰余金の配当に関する規定は、株式会社純資産額が300万円を下回る場合には、適用しない。

第8問 8-2 解答 ② (2級公式テキストP.185～P.191)

- ①：○……本肢の場合、A社は、個別信用購入あっせんに係る契約締結前における情報開示義務を負う。
- ②：×……本肢の場合、A社は、遅滞なく、所定の事項が記載された書面をCに交付しなければならない。
- ③：○……本肢の場合、B社は、Cに対し、すでにCから受領した賦払金相当額を返還しなければならない。
- ④：○……信販会社は、本肢のような契約解除等の制限についての規制を受ける。
- ⑤：○……購入者は、個別信用購入あっせん関係販売業者に対して生じている事由をもって、個別信用購入あっせん業者に対抗することができる。

第8問 8-3 解答 ④ (2級公式テキストP.95～P.102)

- ア：○……債務者に破産手続開始の原因となる事実の生ずるおそれがあるときは、債権者も、再生手続開始の申立てをすることができる。
- イ：○……再生手続に参加しようとする再生債権者は、債権届出期間内に、所定の事項を届け出なければならない。
- ウ：×……再生債権者は、当該債権届出期間内に限り、再生計画の定めるところによらないで、

相殺をすることができる。

- エ：○……再生計画案の決議における議決権者の議決権行使の方法として、書面等投票も認められる。
- オ：○……本肢に記載の通りである。なお、この場合の担保権とは、特別の先取特権、質権、抵当権または商法もしくは会社法の規定による留置権をいう。

第8問 8-4 解答 ③ (3級公式テキストP.135～P.147)

- ①：○……本肢では、ビルの占有者Y社が損害の発生を防止するのに必要な注意をしており、所有者X社がその損害を賠償しなければならない。
- ②：○……本肢において、Y社が予見することができた場合、Xは、その賠償を請求することができる。
- ③：×……本肢では、被用者Yの行為について、民法上の正当防衛が認められ、不法行為が成立しないので、X社も使用者責任を負わない。
- ④：○……大気汚染防止法には、事業者の無過失損害賠償責任等、立証面での被害者の過大な負担を軽減するための規定が盛り込まれている。
- ⑤：○……不法行為の被害者が、損害を被ったのと同一の原因によって利益を受けた場合に、その利益の額を賠償額から控除することを損益相殺という。

第9問 9-1 解答 ⑤ (2級公式テキストP.267～P.271)

- ア：×……株主の権利の行使に関し、財産上の利益の供与を要求した株主は、刑事罰が科される可能性がある。
- イ：○……本肢の刑事罰は、10年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金に処し、またはこれを併科するものである。
- ウ：×……本肢の場合、不正競争に該当するが、刑事罰の対象とはならない。その一方で、刑法上の信用毀損罪または偽計業務妨害罪の対象となり得る。
- エ：○……公益通報をした場合に保護される要件は、通報先により異なる。
- オ：○……本肢に記載の通りである。

第9問 9-2 解答 ②
(2級公式テキストP.344～P.347)

- ア：○……X社は、清算手続に入ったとしても、定時株主総会を開催し、会社法所定の報告をしなければならない。
- イ：×……取締役会設置会社が、清算人会を設置しなければならない旨の会社法の定めはない。
- ウ：○……本肢の場合、代表取締役であったYが代表清算人となる。
- エ：○……清算人は、決算報告を株主総会に提出し、または提供し、その承認を受けなければならない。
- オ：×……清算事務の終了および株主総会の決算報告の承認により、清算は終了し、法人格が消滅する。

第9問 9-3 解答 ④
(2級公式テキストP.120～P.132)

- ①：×……本肢の場合の従業者等には、法人の役員が含まれ得る。
- ②：×……専用実施権ではなく通常実施権である。
- ③：×……職務発明について特許を受ける権利が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その持分を譲渡することができない。
- ④：○……本肢に記載の通りである。
- ⑤：×……改正前は、「相当の対価」とされているものが「相当の金銭その他の経済上の利益」(相当の利益)に改められた。

第9問 9-4 解答 ②
(2級公式テキストP.375～P.376)

- ①：×……不動産の明渡請求について、少額訴訟をすることはできない。
- ②：○……少額訴訟は、同一の簡易裁判所において同一の年に一定の回数を超えて利用することができない。
- ③：×……少額訴訟の判決では、分割払いの定めや支払時期の定めをすることができる。
- ④：×……少額訴訟の終局判決に対しては、控訴をすることができない。
- ⑤：×……少額訴訟において、証拠調べは、即時に取り調べるることができる証拠に限りすることができる。

第10問 10-1 解答 ③
(2級公式テキストP.50～P.53,
P.58～P.62)

- ①：×……同時履行の抗弁権は、第三者に対して行使することはできない。
- ②：×……契約によって動産の買戻特約を行っても有効である。
- ③：○……譲渡担保の目的物である動産や不動産の引渡しは対抗要件にすぎない。
- ④：×……占有改定による引渡しも譲渡担保の対抗要件となる。
- ⑤：×……本肢の場合、買主と第三者の間でなした売買契約は、当然には無効とはならない。

第10問 10-2 解答 ③
(2級公式テキストP.241～P.251)

- ①：○……多数の者が利用する施設の管理者は、これらを利用する者につき受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。
- ②：○……本肢に記載の通りである。
- ③：×……健康増進法には、栄養機能食品に関する定めはない。
- ④：○……販売に供する食品につき、特別用途表示をしようとする者は、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。
- ⑤：○……食品表示法上、適格消費者団体による差止請求権が認められている。

第10問 10-3 解答 ⑤
(2級公式テキストP.12～P.13)

- ア：×……先取特権も認められる。
- イ：×……倉庫営業者は、保管料および立替金その他受寄物に関する費用を受寄物出庫の時に請求することができる。
- ウ：○……本肢の場合、Y社は、いつでも受寄物の返還を請求することができる。
- エ：○……本肢に記載の通りである。
- オ：○……倉庫営業者は、受寄物の保管に関し、自己または使用人が注意を怠らなかつたことを証明しなければ、滅失・毀損につき損害賠償責任を負う。

第10問 10-4 解答 ②
(2級公式テキストP.202～P.208)

- ①：○……内閣総理大臣（消費者庁長官）は、不当表示行為をした事業者に対し、措置命令をすることができる。
- ②：×……事業者は、景品表示法に基づきコンプライアンス体制を確立する必要があるが、これに違反した場合に直ちに刑事罰を科されるわけではない。
- ③：○……景品表示法上、適格消費者団体に差止請求権が認められている。
- ④：○……景品表示法5条3号の内閣総理大臣が指定する表示は、課徴金納付命令の対象に含まれない。
- ⑤：○……事業者が課徴金対象行為に該当する事実を報告したときは、課徴金の額に2分の1に減額されることがある。